

事務連絡  
令和8年2月6日

各地方整備局等建設業担当部長 殿  
各都道府県建設業主管部局長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課

### 経営事項審査（令和8年2月6日改正関係）の補足について

令和8年2月6日付で「建設業法第二十七条の二十三第三項の経営事項審査の項目及び基準を定める件（平成20年国土交通省告示第85号）」、「経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求の時期及び方法を定めた件（平成16年国土交通省告示第482号。以下「告示第482号」という。）」並びに「経営事項審査の事務取扱いについて（通知）（平成20年国総建第269号。以下「通知」という。）」について、令和8年7月1日を施行日とする改正をしたところです。

新たに改正された項目の補足的な留意事項について、下記のとおりお知らせしますので、適切な運用に特段のご協力をいただくようお願いします。

### 記

#### 1 審査項目及び確認方法について

##### (1) 社会保険（雇用保険・健康保険・厚生年金）加入の有無

現行の「雇用保険加入の有無」、「健康保険加入の有無」、「厚生年金保険加入の有無」に関する審査項目を削除することとした。このため、**令和8年7月1日以降の経営事項審査の申請について、当該項目の審査を行わないよう留意すること。**

また、当該項目の削除は建設業許可・更新時において社会保険の加入を確認していることによる重複審査を避けるためであり、改正趣旨に鑑み、**各許可行政庁におかれては、引き続き建設業許可・更新時における社会保険の加入状況を適切に確認すること。**

##### (2) 建設技能者を大切にせる企業の自主宣言制度の宣言の有無

建設技能者を大切にせる企業の自主宣言制度（以下「自主宣言制度」という。）の宣言を新たに評価することとした。

本項目では、審査基準日において、国土交通省が実施する自主宣言制度の宣言を元請事業者又は下請事業者の立場で行っており、通知別記様式第7号「建設技能者を大切にせる企業の自主宣言制度」に関する誓約書（以下「誓約書」という。）に掲げる自主宣言制度で宣言した取り組みについて取組開始日以降行う又

は行っている旨の誓約書を提出している場合に加点して審査するため、審査に際しては、自主宣言制度において宣言していることを証する書面の写し（以下「宣言書」という。）（※）及び誓約書を確認すること。

なお、宣言書及び誓約書の提出は、建設業法施行規則（昭和 24 年建設省令第 14 号）（以下「規則」という。）第 19 条の 6 第 1 項の規定に基づき、国土交通大臣においては告示第 482 号における提出書類として規定しているところであるが、都道府県知事におかれても同様に提出書類として宣言書及び誓約書を規定するよう留意すること。

（※）自主宣言制度 HP における各宣言企業の詳細ページのうち「宣言内容」をダウンロードすることで取得可能。

### （3）建設機械の保有状況

審査基準日において自ら所有又は審査基準日から 1 年 7 か月以上の使用期間が定められているリース契約を締結しており、必要な検査が行われている以下の機械の保有台数を新たに評価することとした。

#### ア アスファルト・フィニッシャ

道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 60 条第 1 項の自動車検査証の車体の形状欄に「アスファルト・フィニッシャ」と記載されている大型特殊自動車該当する。このため、同法第 58 条第 1 項に規定する国土交通大臣が行う検査が行われていることが前提であることに留意すること。

#### イ 不整地運搬車

労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号）第 13 条第 3 項第 33 号に掲げる不整地運搬車が該当する。このため、同令第 45 条第 2 項に規定する特定自主検査が行われていることが前提であることに留意すること。

## 2 経営規模等評価値及び総合評定値の算出について

令和 8 年 7 月 1 日以降の日に申請された経営事項審査における P 点及び W 点における最高点及び最低点は以下のとおりとする。

- ① P 点の最高点は 2,159 点、最低点は 163 点
- ② W 点の最高点は 2,073 点、最低点は -788 点

## 3 再審査の取扱いについて

本改正は規則第 20 条第 2 項に基づく再審査の対象であり、申請者は令和 8 年 7 月 1 日から令和 8 年 10 月 28 日までは本改正に係る事項についての再審査を申し立てることができることに留意すること。

以上